

平成26年度第1回行政監査結果報告書（概要）

第1 監査実施概要

I 監査テーマ（P1）

「子どもと母親の健康づくりについて」

II 監査テーマ選定の趣旨（P1）

区は、次代を担う子どもを親が安心して産み、育てることができ、子どもが健やかに育つまちづくりを目標としている。地域保健福祉計画では、子どもの健やかな育成と母親への育児支援を行うとしており、子どもと母親の健康づくり施策を充実することが求められている。

そこで、平成26年度第1回行政監査では、子どもと母親の健康づくりについて、妊娠・出産前後の支援は計画的・効果的に行われているか、子どもの健やかな育成と母親への育児支援は適切に行われているかなどの観点から検証を行った。

III 監査の着眼点（P1）

- 1 妊娠・出産前後の支援は計画的・効果的に行われているか。
- 2 子どもの健やかな育成と母親への育児支援は適切に行われているか。

IV 監査対象（P1）

健康生きがい部（保健所） 健康推進課、予防対策課、健康福祉センター（5）

V 監査実施期間（P1）

平成26年5月26日（月）～平成26年11月10日（月）

第2 監査結果

I 現況と問題点（P2）

- 1 母子保健施策の概況（P2）
- 2 妊娠・出産前後の支援に関する事業（P6）
- 3 子どもの健康の確保と相談支援体制に関する事業（P30）
- 4 医療費助成に関する事業（P60）

Ⅱ 検討・改善を求める事項（P63）

着眼点1 妊娠・出産前後の支援は計画的・効果的に行われているか。

- 1 妊娠・出産前後の支援を行う健康福祉センターの周知（P8）

健康福祉センターには保健師などの専門職員がおり、妊娠届出の際には保健師が面談を行い、妊娠に関する相談も行っている。区民に対して、健康福祉センターでは、安心して出産・子育てをしていくための支援を行っていることを積極的に広報されたい。
- 2 外国語版母子健康手帳の交付窓口の拡大（P9）

外国語版母子健康手帳については、健康推進課のみで配付するのではなく、すべての母子健康手帳交付窓口においても受け取ることができるよう、工夫されたい。
- 3 インターネット等を活用した申込方法の検討（P16）

各種事業の申込みについては、母子保健サービスを利用する年齢層がパソコンや携帯電話・スマートフォンを利用している世代でもあることを考慮し、電子申請サービス等のインターネットを活用した方法を検討されたい。
- 4 父親に対する情報提供等の配慮（P19）

両親学級は、父親が出産・育児等にかかわる貴重な機会であり、近所に住む出産を控えた親たちの集まりの場でもある。父親が参加しやすい講座の企画、情報提供について更に検討されたい。

着眼点2 子どもの健やかな育成と母親への育児支援は適切に行われているか。

- 1 健康カレンダーの作成（P31）

健康診査や予防接種については、保護者にとっては自分の子どもが、いつの時期に、どのような健康診査を受けるのか、一覧できるものが手元にあると確認しやすい。所管課においては、子どもの発育状況や健康診査等が一覧できる個々の健康カレンダーの作成などについて検討されたい。
- 2 外国籍住民の保護者に対する外国語併記の案内（P35）

外国籍住民の保護者に対して、健康診査について理解してもらうための案内や、健康診査勧奨に関する通知の外国語の併記などを検討されたい。
- 3 乳幼児呼吸健康診査（二次健康診査）の効果的な実施（P38）

乳幼児呼吸器健康診査では、ぜん息発症のリスク軽減を図り、重症化を予防するため、一次健康診査の間診で「ぜん息の可能性が高い」と判断された幼児を速やかに専門医の受診につなぐよう、二次健康診査の受診率向上などに取り組まされたい。
- 4 育児学級の実施方法の改善（P43）

育児学級については、離乳食を始める時期までにできるだけ多くの保護者が参加できるように、会場の確保、保育サービスの提供方法、キャンセルする場合のルールを整備するなど、希望の時期に受講できるように、更に工夫を重ねられたい。

Ⅲ 総括意見（P65）

○ 妊娠期からの切れ目のない支援を各関係機関と連携し、支援をつないでいくことについて

区は母子保健事業を通じ、妊娠期から幼児期まで、すべての母子とかかわり、子育て家庭におけるニーズを把握し、適切な時期に適切なサービスへつなげている。虐待予防や発達支援など、母子保健部署と各関係課及び関係機関と連携し、サービスが分断されることなく、重層的な支援体制の構築が望まれる。

区では、「いたばし未来創造プラン」において、「東京で一番住みたくなるまち」の実現をめざしていくとしている。「子どもを産み、育てるなら板橋区」と選択してもらうためには、母子保健、医療、子育て支援、女性行政、虐待予防に対しての取組を縦割りで行うのではなく、互いに連携した総合的な支援施策に取り組み、区民の満足度を高める必要がある。

○ 妊娠・出産や子育て支援について、必要な時期に的確な情報提供や支援を行うことについて

区における母子保健事業に関する情報提供は、妊娠届出時に交付される母子健康手帳、「いたばし子育て情報ブック」など冊子のほか、保健師による事業案内、広報いたばし、区ホームページで行っている。

区は、妊娠届出、母親学級、こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健康診査等の各種母子保健事業を通じて、適切に情報の提供や支援を行うよう、引き続き取り組まれない。

また、今後はパソコンや携帯電話・スマートフォンなどによるインターネットを活用した広報にも積極的に取り組むべきである。

現在、特定妊婦及び集団健康診査未受診者については、対応フローチャートを作成し、きめ細かな対応を実施している。個別健康診査については、受診票の結果が管轄の健康福祉センターに送付されるまでに時間を要するため、未受診者への対応にもタイムラグが生じる。未受診者の状況を確実に把握し、すべての妊産婦や乳幼児について必要とする情報の提供や適切な支援が滞らないよう、対策を講じられたい。

○ スタッフの充実を通じて母子保健事業の一層の推進を図ることについて

母子保健事業に従事する専門職員の能力はサービスの質に密接に関連しており、事業に従事する職員には高い技量が求められる。母子保健業務には、特定妊婦を初めとして特に配慮を要するケースも多く、また予防接種など制度の変更が度重なる中で、母子保健事業の業務は増大し、困難化している。こうした状況に対応するには、マンパワーの確保や保健師等の専門職員の育成に取り組む必要がある。

また、母子保健事業を支える一つのチームとして取り組んでいくためにも、栄養士、歯科衛生士、事務職員等についての研修体制も計画的、系統的に実施されたい。高い能力を備えたスタッフを育成し、適正に配置することにより、個別支援活動などについてより一層の充実を図ることに期待する。

今後、母子保健事業を更に充実したものとし、推進するためには、実施体制を整えることが必要である。

以上の視点を踏まえ、区は、誰もが安心して妊娠、出産を迎え、子どもが健やかに育ち、親は育児を楽しみ、地域の人たちから見守られ、子どもの成長をともに喜ぶことができる地域社会の構築を期待するものである。